

申告期間

2月6日米~ 3月 日休

・日曜日を除く

町税務課課税第一係☎34·21 桜井税務署☎42・350 12

> 生命保険料の控除証明書 ▼生命保険料控除を受ける場合

・国民年金保険料・国民年金基金掛金

について社会保険料控除を受ける場

をあらかじめ準備し

口が大変混み合います

必要な書類

例年、期間終了

しましょう。

▼2ヵ所以上から給与の支払いを受け たる給与の収入金額と給与以外の所 る人で、年末調整を受けていない従

より納税が必要な人

譲渡などの所得のある人で、

税法に 年金、

▼営業、農業、

報酬、不動産、

得の合計額が20万円を超える人

与以外の所得がある場合は、申告をし

自営業の人はもちろん、会社員も給

ています。

作成していただくよう相談指導を行っ 会場でも、ご自分で確定申告書などを 書申告」を推進しています。申告相談

所得税の確定申告

給与を1ヵ所から受けている人で、 給与以外の所得額が20万円を超える をすることによって、源泉徴収された 所得税の 次の条件に該当する人は、確定申告 られる人

注意ください。

申告書などの提出書類について、「自

や納税証明書を発行できませんのでご

申告が遅れてしまうと、所得証明書

超える人

1年間の給与収入金額が2千万円を

な手続きです。

税などの額を決める基礎にもなる大切 額を決めるだけでなく、国民健康保険 なければなりません。申告は、所得税

> 還付申告に 必要なもの

ない人

期間は3月15日休 告と町・県民税

- ・印鑑 源泉徴収票(コピーは不可)
- 社会保険料(国民年金保険料)控除 証明書
- ・地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書(長期損害 保険料の控除証明書も含む
- 支払った医療費の領収書 ・医療費控除を受ける場合
- ・保険などで補てんされた金額の分か
- ・寄附金控除を受ける場合
- ・寄附先から発行された受領証明書な
- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合

広報たわらもと 2012.02

税金が戻ることがあります。

▼マイホームをローンなどで取得した

▼多額の医療費を支払った人

災害や盗難に遭った人

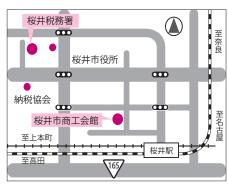
・平成23年中に退職し、再就職してい

田原本町からのお知らせ インワイ

所得税の確定申告会場

桜井市商工会館 3 階

午前9時~午後5時(会場の都合などにより、 なるべく午後4時ごろまでにお越しください) 申告期間中、桜井税務署では、申告書などの 受付のみで申告会場は設けていません。



桜井市商工会 館への案内図 住所…桜井市 川合 260 の 2

町民ホール

内容	日時
年金受給者の事	2月1日(水)・2日(木)
前の所得税確	午前9時30分~正午
定申告の受付	午後1時~3時30分
12	
税理士による所	2月24日(金)、27日(月)~29日(水)
得税の確定申告	午前9時30分~正午
地区相談 1	午後 1 時~ 3 時 30 分

- 1 土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の相 談は行っていません。
- 2 税務署からのハガキの案内はなくなりましたの で、申告する人は時間調整のうえお越しください。

町役場 101 会議室

午前9時~11時30分、午後1時~4時 簡易な申告の「確定申告書A」、または青色 申告以外の「確定申告書 B」で収支内訳書の作成が できている人(「確定申告書A」の人でも内容によ って税務署〈申告期間中は桜井市商工会館〉で相談 していただく場合があります)

土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の 備考 相談は行っていません。

申告期間中、2月17日金・20日(月)・23日(木)、3月 7日(水)・12日(月)は町役場での申告相談を行ってい ませんので、注意してください。

罹災証明書

• 社会保険料

(国民年金保険料)

合

について社会保険料控除を受ける場

証明書

(詳しくは別添チラシを参照)

申告書 印 鑑

申告に 必要なもの

届かない場合は税務課へご連絡くださ われる人に1月下旬から郵送しますが、 れている人は、 務先から町へ給与支払報告書が提出さ 申告用紙は、 ただし、所得税の確定申告をする人 給与所得以外の所得がない人で勤 その必要はありません。 申告が必要であると思

町 • 県 民税 の 申告

あります。 況について申告をしていただく必要が 住んでいる人に、平成23年中の所得状 平成24年1月1日現在、 田 原本町に

支払った医療費の領収書

保険などで補てんされた金額の分か

・医療費控除を受ける場合

保険料の控除証明書も含む

る書類

寄附金控除を受ける場合

寄附先から発行された受領証明書な

地震保険料の控除証明書(長期損害

・地震保険料控除を受ける場合

増改築の場合のみ、 支払った修繕・修理費などの領収書 災害による雑損控除を受ける場合 築等工事の証明書 右記以外に増改

家屋などの登記事項証明

書

請負または売買契約書の写し

住宅取得資金に係る借入金の年末残

高等証明書

源泉徴収票

*給与収入がある場合 収入明細書や各種営業帳簿など 生命保険料控除を受ける場合 国民年金保険料・国民年金基金掛金 事業を営んでいる場合 生命保険料の控除証明書

次のページへ続く

・各自治会の公民館など

※申告書に記載してある日時 確認してご利用ください。

町役場税務課窓口

申告する

場所

場所を



東日本大震災で被害を受けた人へ

還付を受けることができます

税務署からのお知らせ

付を受けることができます 所得税などの軽減や免除、 平成23年12月に、「東日本大震災の

例に関する法律の一部を改正する法 れています。 けた人や復興推進に向けた取組を対象 税に関して、 律」などが施行され、所得税などの国 被災者等に係る国税関係法律の臨時特 として、新たな税制上の措置が追加さ 東日本大震災で被害を受

の臨時特例に関する法律」で創設され 確定申告などの手続を行うことで、 などの軽減・免除を受けることができ 震災で被害を受けた人などは、 た税制上の措置と合わせて、 大震災の被災者等に係る国税関係法律 金の還付を受けることができます。 詳しくは、 平成23年4月に施行された「東日・ 桜井税務署にお問い合わ 東日本大 所得税 地方税の軽減措置

概要

耕作などが困難となった農用 地に代わる農用地を取得した 場合、不動産取得税の軽減を 受けることができます。

●警戒区域内にあった農用地に

●住宅・家財・自家用車などに 損害を受けた人は、雑損控除

の適用を受けることにより個

人住民税の軽減を受けること

けることができます。

ができます。

■津波被災区域や原子力災害避難区域の軽減措置

な軽減措置があります。(手続きは不要です)

津波被災区域や原子力災害避難区域は、次のよう

代わる農用地を取得した場 合、不動産取得税の軽減を受

載されていますのでご覧ください。

のパンフレットなどが国税庁ホームペ

(**s**http://www.nta.go.jp)

せいただくか、

これらの措置について

税目 税制上の措置

県税

町税

不動産取得税

の軽減措置

個人住民税の

軽減措置

県・町からのお知らせ

受けることができます 地方税の軽減措置などを

詳細は、 続きが必要となる場合がありますので 地方税の軽減措置などを受けられます。 軽減措置などを受けるためには、 東日本大震災で被害を受けた人は、 県税務課または、 町税務課に 手

国税に関すること 桜井税務署☎42・350

町税に関すること 町税務課☎3·211

問い合わせ先

お問い合わせください。

27 · 8853

● 津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23 年度課税免除区域として市町村長が指定した区域

県税に関すること 県税務課☎0742・

内の土地・家屋 原則として平成24年度分の固定資産税・都市計 画税は課税されません。 ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案し て、課税することが適当として指定した土地・家屋 は、2分の1減額課税または課税となります。

2 警戒区域・計画的避難区域などのうち市町村長 が指定した区域内の土地・家屋

平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税 されません。

平成 24 年 1 月 1 日以前に避難区域などが解除さ れた区域内の土地・家屋は、2分の1減額課税また は課税となります。



^{田原本町からのお知らせ} ドットラインワイ

e-Tax を利用しよう

必要)

など

をご覧ください。

M http://www.nta.go.jp

e-Tax は、利用開始の手続きな ど事前に準備が必要ですが、この

システムで申告すると、次のよう な恩恵を受けることができます。

●源泉徴収票などの添付書類が提

●最高4,000円の税額控除(平

●申告による還付金の早期処理化

■詳しくは、国税庁ホームページ

このホームページの「確定申告書

等作成コーナー」で所得税の確定

申告などが作成・郵送することが

でき、さらに e-Tax を利用すれば、 電子申告をすることができます。

除を受けた人は除く)

成19年分~平成22年分で控

出不要(ただし、5年間保存は

ください。

税務署からのお知らせ

ださい。 個人事業者の消費税・地方消費税は4 よう。(土・日曜日、 月2日仴までに、申告と納税をしまし 納税は、 所得税と贈与税は3月15日休まで 便利な振替納税をご利用く 祝日を除く)

振替日

▼所得税=4月2日金 (水)

お願い 消費税・地方消費税=4月25日 係る譲渡損失の繰越用)を持参して 税の確定申告書付表(上場株式等に 人は、前年の申告書 「株式譲渡による繰越損失」がある (控)と、 所得

快適な住環境のために

事にご協力を

さい。 郵送するか、 申告書の提出は、 申告・納税システム) e できるだけ下記 T a x をご利用くだ (国税電子

期間

3月15日まで

郵送先

住所 T633 · 8555 桜井市粟殿185の4

名をご記入のうえ、 記載した)申告書の控えのほか、 写式でないものは、 えが必要な場合は、複写で作成した(複 信用封筒を同封してください。 なお、収受日付印のある申告書の控 ボールペンなどで 切手を貼付した返

桜井税務署

場所 芸笠

協力をお願いします。

こ迷惑をおかけしますが、

ご理解とご

1日も早く下水道への接続を

くみ取り便所は、

公示のあった日か

期間は上記のとおりです。

工事期間中は、付近住民の皆さんに

ます。このたび工事を行う区間と予定

め、下水道工事の推進に取り組んでい

町では、快適な住環境を整備するた

ら3年以内に、し尿浄化槽は6ヵ月以

期間 3月26日まで

場所 松本 -ルポンプ設置工事)

下水道へ接続していただきますよう、 処理区域内の皆さんは、

ません。 れることになります。 を整備しても、 変重要な役割を担っています。 内に排水設備を設置し、下水道へ接続 で快適な生活環境をつくることができ していただく必要があります。 下水道は、自然環境などの向上に大 依然として生活排水が排水路に流 接続しないご家庭から それでは、

こ理解とご協力をお願いします。 日も早く

卜水道課

Tawaramoto Town Public Relations 2012.02